

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 22 日

各 都道府県 難病対策担当課
指定都市 小児慢性特定疾病対策担当課
中 核 市 御 中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に係る避難支援等体制の整備について

厚生労働省では、その所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的として、「厚生労働省防災業務計画」（平成13年2月14日付け厚生労働省発総第11号）を定めています。

さる平成29年2月28日付けで本計画の修正が行われ、その内容については「厚生労働省防災業務計画の修正について」（厚生労働省発科0228第7号）でお知らせしたところですが、本計画による地域防災計画の作成に関連して、難病患者、小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に係る避難支援等体制について、以下のとおりお示しいたしますので、貴団体における体制整備の参考にしていただくとともに、関係機関への周知方お願いいたします。この際、「難病患者等に係る防災体制の整備について」（平成29年3月30日付事務連絡）は廃止します。

また、厚生労働省では、地方公共団体における難病患者等の避難支援等体制の適切な整備に資するよう、大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体における実際の対応について事後的に調査を行い、その結果を他の地方公共団体へ情報提供を行うことを予定しています。大規模な災害に対応された地方公共団体におかれては、所定の事項について報告をお願いするので、御協力をお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが義務付けられている。

市町村において、例えば、在宅人工呼吸器使用患者等、避難行動要支援者として避難支援等が必要と見込まれる者を適切に把握し、避難行動要支援者名簿に掲載する必要があるが、その際、難病患者等に係る情報については、難病の特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定等の事務を都道府県並びに政令指定都市及び中核市が行っている関係上、政令指定都市及び中核市を除く市町村では当該情報を把握できていない可能性がある。

このため、都道府県におかれては、政令指定都市及び中核市を除く市町村において、難病患者等を適切に把握することができるよう、政令指定都市及び中核市を除く市町村との間で難病患者等の情報を共有する仕組みを構築するなど、避難行動要支援者名簿への掲載対象から外れることのないようにすること。

また、市町村におかれては、地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿への掲載要件から難病患者等が形式的に外れた場合であっても、自らの命を主体的に守るため、難病患者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村へ求めることができる仕組みを構築すること。

なお、難病患者等に係る情報は、都道府県の個人情報保護条例に基づき、本人同意がある場合を除き、目的外利用や第三者への提供が禁止されているが、災害対策基本法の規定に基づき、都道府県が市町村からの求めに応じて行う情報提供は、当該都道府県の個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして許容される。

2 都道府県におかれては、難病患者等の居住地、病状その他避難支援等に必要な事項等は変化しうることから、政令指定都市及び中核市を除く市町村と協議し、これらの情報を可能な限り速やかに更新する仕組みをあらかじめ構築しておくなど、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つことができるように配慮すること。

3 1 及び 2 のほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年 8 月 内閣府（防災担当））を参考にする。その際、福祉、保健、医療、障害、介護等部局と防災、危機管理等部局とが緊密に連携するとともに、市町村が主体となり、地域住民はもとより、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携を図りつつ、また、都道府県の協力も得ながら、必要な対応をとること。

（参考）

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震において被災した A 市では、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、連合自治会に対して、平時から避難行動要支援者名簿を提供するとともに、年に 2 回のペースで更新し、災害に備えている。

地震発生時には、市として避難行動要支援者名簿を活用した安否確認を行いながら、民生委員・児童委員等にも安否確認の協力を要請し、その報告を受けるなど、市が地域と連携の上、避難行動要支援者名簿の活用を実施した。